

1 事業名

市道路線の認定

市道 2-1247 号線、市道 4-1399 号線、市道 5-2027 号線、市道 5-2028 号線

2 事業の概要

上記 4 路線については、都市計画法に基づく開発行為に伴い新規に築造された道路であり、この度市に帰属したことから、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道路線として認定するものである。

3 他自治体の類似する政策等

道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の認定を実施している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

道路法、都市計画法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

認定する 4 路線の場所、幅員及び延長については、市道路線案内図 1 から 4 までのとおりである。

市道路線案内図 1



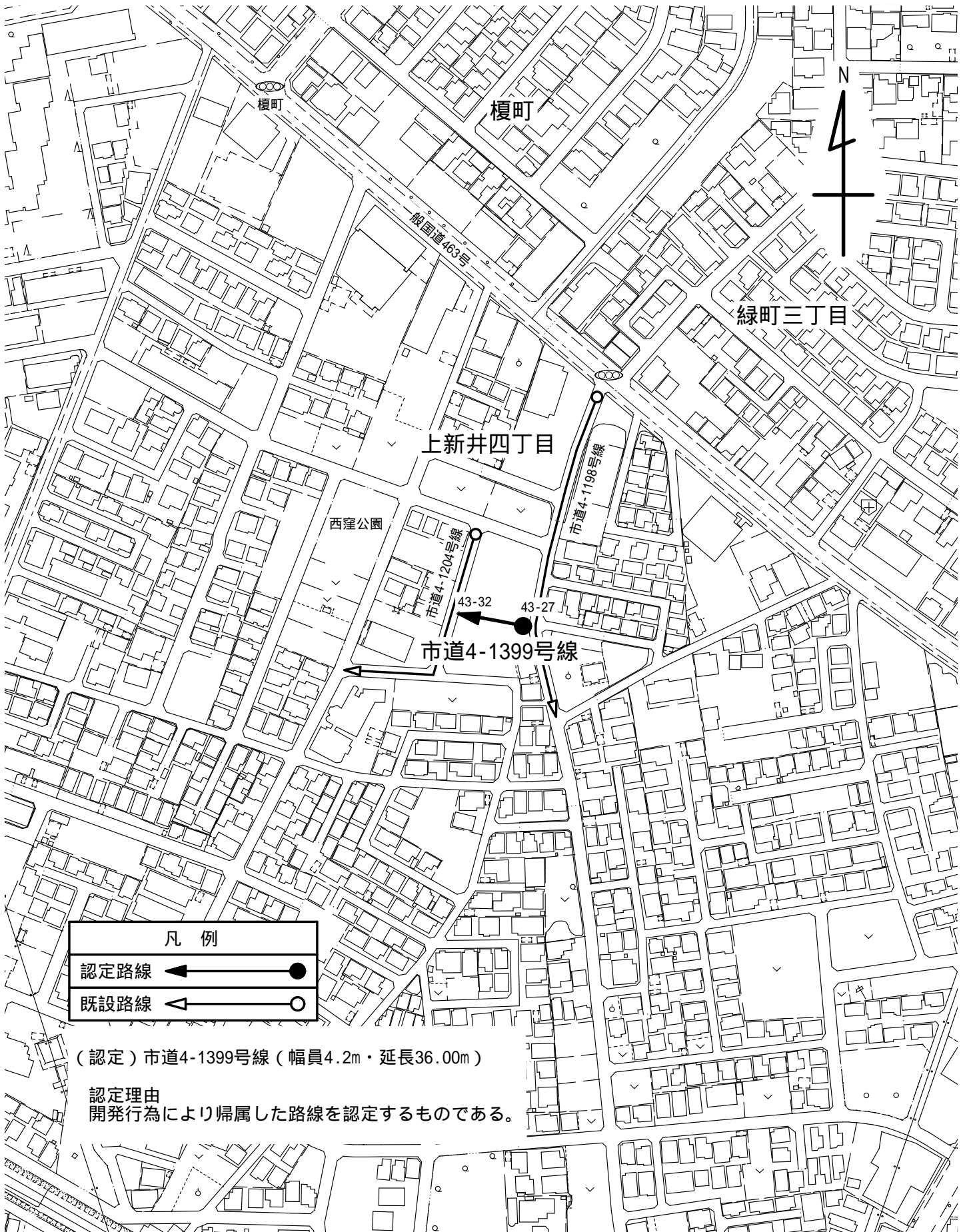
凡例

- 認定路線 ← ●
- 既設路線 ← ○

(認定) 市道2-1247号線 (幅員4.2m・延長87.00m)

認定理由
開発行為により帰属した路線を認定するものである。

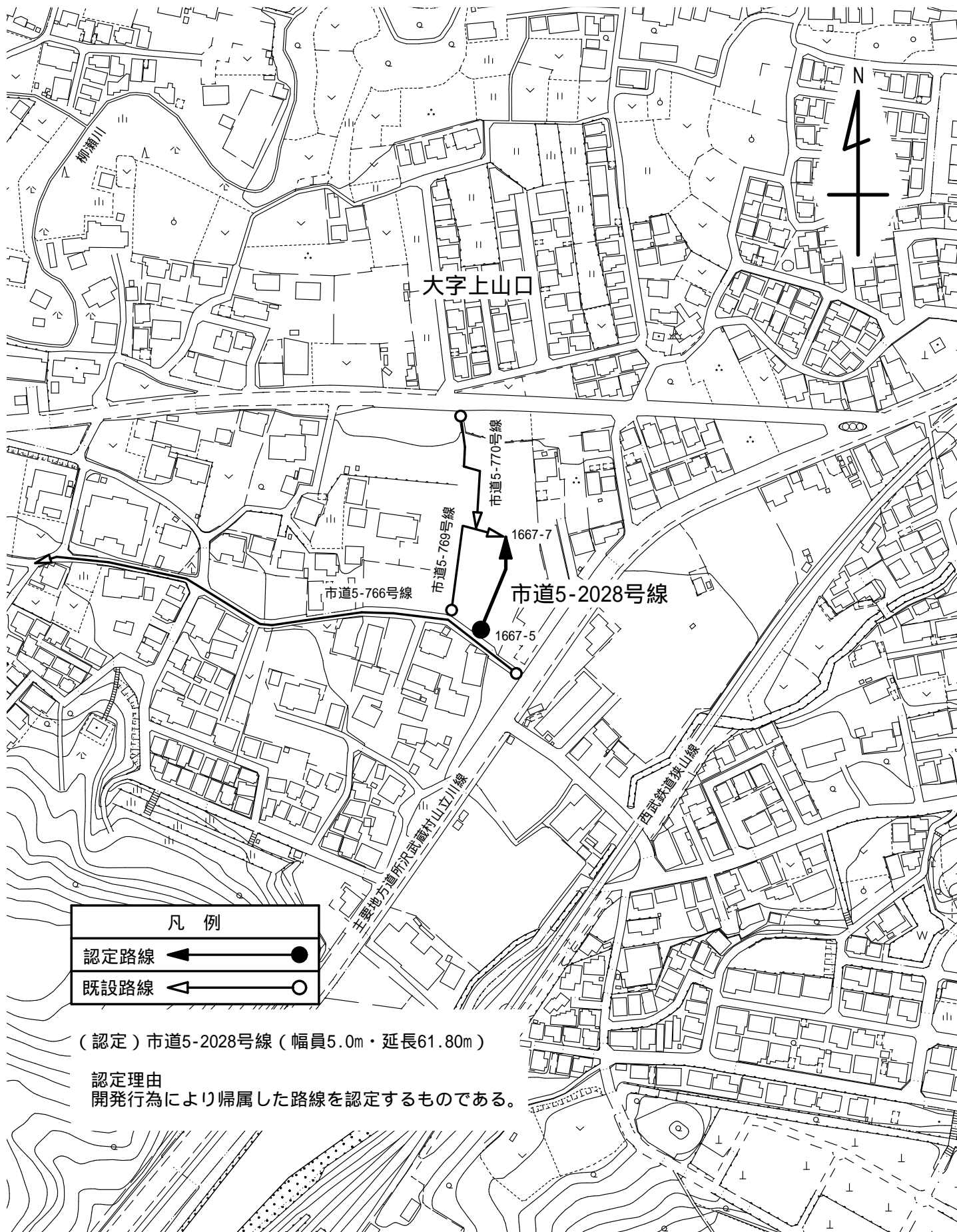
市道路線案内図 2



市道路線案内図 3



市道路線案内図 4



(認定) 市道5-2028号線 (幅員5.0m・延長61.80m)

認定理由
開発行為により帰属した路線を認定するものである。